

(仮称) 高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例(素案)に対する意見について

国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)が改正されることとなりました。

改正後の法では、全国共通のルールの下、国のガイドライン等に基づく制度運営を行うこととなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができるようになっています。

そこで、自己情報開示等請求に係る手続等について、法の施行に必要となる事項を条例で定めるほか、関係条例の一部改正を行うこととする素案を作成しました。

つきましては、下記の期間において、市民の皆様から素案に対する意見を募集します。皆様からの貴重なご意見をお待ちしております。

●意見募集期間

令和4年6月20日(月)～同年7月19日(火)

●関係資料

別紙のとおりです。

●関係資料の閲覧場所

法務ガバナンス室(市役所本館4階)、行政資料コーナー(市役所本館1階18番)、各支所、各公民館、各コミュニティセンター、各図書館、各ふれあい文化センター

※市ホームページにも掲載しています。

ページURL (<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/public-comment/58970.html>)

●応募方法

住所及び氏名(団体の場合は、所在地、団体名及び代表者名。以下同じ。)を記入し、令和4年7月19日(火)までに、法務ガバナンス室へ直接持参するか、郵送(同日消印有効)、ファックス(072-674-7837)、又は市ホームページ(簡易電子申込ページ)により御提出ください。

* 郵送時の宛先

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

高槻市 総務部 法務ガバナンス室

【注意事項等】

- 1 住所及び氏名の記入が無い意見、電話や口頭での意見は受付できません。
また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 2 御記入いただいた個人情報は、この意見募集の目的以外には使用いたしません。

●問合先

総務部 法務ガバナンス室(電話番号: 072-674-7322)